

◎新潟県告示第1155号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書きの規定により、新穂鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新し、同条第1項により指定した新穂、万太郎山、米山鳥獣保護区の区域を次のとおり変更する。

平成25年10月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 新穂鳥獣保護区

(1) 区域

佐渡市新穂長畝地内の主要地方道佐渡縦貫線と行谷川との交点である宮神崎橋を起点とする。ここから行谷川を西に進み、市道長畝61号線の下野橋から約50メートル下流で、右岸の大排水路に至る。ここから大排水路を西へ進み、さらに同排水路を約500メートル北へと進み、市道長畝75号線との交点に至る。ここから同市道を東へ進み、市道水渡田27号線に至る。ここから同市道を北へ進み市道水渡田26号線との交点に至る。ここから同市道を東へ進み、市道吉井22号線を経て市道吉井幹線7号線を東へ進み、市道吉井幹線3号線との交点に至る。ここから同市道を南東へ進み、市道潟上73号線を経て、市道潟上48号線との交点に至る。ここから同市道を約250メートル西へ進み南へ折れ、約500メートル進み市道潟上長畝1号線との交点に至る。ここから同市道を西へ進み、市道潟上55号線を経て、市道青木長畝1号線との交点に至る。ここから同市道を南へ進み、行谷川との交点である朱鷺見橋に至る。ここから行谷川を西へ進み、起点とを結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、佐渡トキ保護センター、トキの森公園を中心としてトキ保護活動の重要な拠点であり、トキの野生復帰事業により放鳥されたトキのねぐらや採餌場所ともなっている。また、ヒヨドリ、シジュウカラ等の多様な鳥類が生息している地域であることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥類の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保に資することを目的としている。

ウ 管理方針

定期的な巡視などにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。

2 万太郎山鳥獣保護区

(1) 区域

標高1,954.1メートルの万太郎山を起点とし、ここから新潟県と群馬県との県境を西方にたどり仙ノ倉山(2,026.2メートル)を経て平標山(1,983.7メートル)に至る。ここから松手山(1,613.6メートル)へ通じる上信越自然歩道を北西方向に約1キロメートル進み、国有林中越森林管理署第87、90、121林班の境界地点に至る。

ここから稜線(第121林班の西側境界)を北に進み標高1,584.1メートルの地点を経て日白山(1,631メートル)の南方約300メートルの地点において同第120林班との境界に至る。ここから東方に延びる稜線(同第121林班の北側境界)を東に進み、小松沢砂防堰堤において毛渡沢と支流松沢川の合流点に至る。ここから毛渡沢を上り支流仙ノ倉谷との合流点に至る。ここから同第123、124、127林班の北側と同第125、126林班の南側境界を東に進み、万太郎谷手前約20メートル付近にて国土交通省所管の砂防地に至る。ここから同砂防地を万太郎谷に沿って上流に約240メートル進むと同第129林班との境界に至る。

ここから同第129林班の西側境界を万太郎谷に沿って(ただし、国土交通省が所管する万太郎谷第4号砂防堰堤付近から仙の沢砂防堰堤付近までの区域については、万太郎谷を)北に進み、JR上越新幹線大清水トンネルを越えて同林班の北側境界を東に進み、関越自動車道関越トンネルを越えて茂倉新道との交点にて同第130林班との境界に至る。

ここから同第130林班の東側境界を北に進み、魚野川と支流茂倉川との交点付近で同第131林班との境界に至る。

ここから同第131及び132林班の西側境界(ただし、国土交通省が所管する袈裟丸砂防堰堤地においては同

地北西境界)を魚野川上流沿いに進むと、同第133林班との境界に至る。同境界から魚野川をさらに北東方向に約100メートル進むと黒金の沢と蓬沢との交点に至る。ここから黒金の沢を北に進み、さらに同第133林班「ち1」「り1」小班と同林班「ち2」「り2」小班の境界を北に進むと同第133林班と同第134林班の境界に至る。

ここから同境界を西に進み、さらに同第134林班の西側および北側境界を進むと同第135林班との境界に至る。ここから同第135林班北側境界を進むとヒロクボ沢と北沢との交点に至る。ここから北沢を約600メートル上流に進むと歩道大源太線との交点に至る。ここから歩道大源太線を東方にたどると、大源太山(1,598メートル)にて湯沢町と南魚沼市との境界に至る。

ここから同境界を南東に進み、七ッ小屋山手前付近にて新潟県と群馬県との境界に至る。ここから同境界を南方にたどり蓬峠を経て武能岳(1,759.6メートル)、茂倉岳(1,977.9メートル)、及び一の倉岳(1,974.2メートル)を越えて谷川岳(1,963.2メートル)に至る。ここから同境界を西方にたどり起点に至る内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成42年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

群馬県との県境、南魚沼郡湯沢町の南東部に位置する当該鳥獣保護区は、区域内の大部分が上信越高原国定公園および魚沼連邦県立自然公園内に位置しており、公園内の豊かな自然環境のもとニホンカモシカをはじめとした多種多様な鳥獣が生息している。

また、保護区内には、イヌワシやクマタカなどの希少猛禽類の生息も確認されており、これらの希少鳥獣を含めた多様な鳥獣の保護を図るため鳥獣保護区に指定する。

ウ 管理方針

鳥獣保護員による定期的な巡視により、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

また、鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

3 米山鳥獣保護区

(1) 区域

上越市柿崎区峠地内の小村峠を起点とし、県道柿崎小国線を南西に進み、茗荷沢橋から約700メートル先の沢に至る。ここから沢沿いに北に進み、通称黒岩大用水路に至る。ここから用水路に沿って西に山すそを進み、北黒岩地内で農道城山裏線に至る。ここから農道城山裏線を北に進み、農道終点から城山(478メートル)の東側沢筋を通り、猿毛川支流を渡って同本流に達し、北水野林道に至る。ここから同林道を更に西に進み、通称西の峠から水野地内の天然寺裏山すそを経て米山登山道に達する。ここから同登山道を北に進み、通称出会を経て下牧経由の登山道との合流点からこの登山道を西に下り農道石原線に達し、ここから北に進んで平沢川の上流に至る。ここから同河川を南西に下り、本流との合流点から林道平沢線に入って北に進み、ここから林道小萱雁海線に入って、さらに北に進み小萱集落に至る。ここから上越市道小萱高畔線を北東に進み、柏崎市地内に入って大平地内で旧大平小学校前から米山林道に入り、3,550メートル山頂に向かって進み、柏崎市大字大平字奥山内の保安林のカーブから北東に下り、米山登山道吉尾コースに至る。ここから小杉の通称前山(607.5メートル)に向かって尾根づたいに進み、更に前山から通称赤岩山へ向かって尾根づたいに南東に進み、旧白蛇の池米山登山道に至る。ここから同登山道を北東へ進み、柏崎市谷根ダムに至る。ここから谷根川を上流に進み、柏崎市赤岩ダムを経て更に上流に進み、上越市柿崎区との境界線の一本木に達し、ここから同境界線を南東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該地域は佐渡弥彦米山国定公園を区域に含み、森林地帯に生息する鳥類の重要な繁殖地である。また、この地域に隣接してミサゴ、ハヤブサの繁殖地があり、鳥獣保護区として指定する必要がある。

ウ 管理方針

定期的に巡視をするなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育、学習の場として活用しながら管理を図る。